

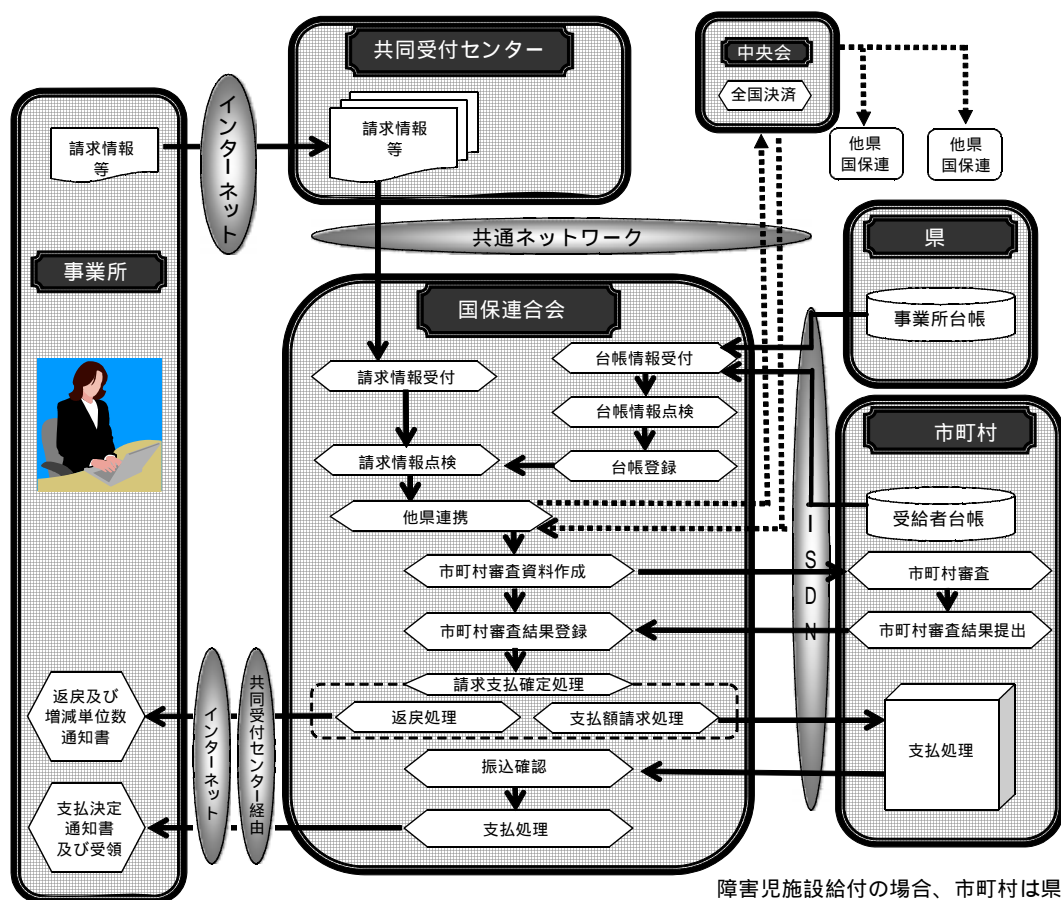
障害者自立支援給付支払業務を開始します

国保連合会では、平成19年10月（9月サービス提供分）から障害者自立支援給付支払等事業を実施します。

これは、障害福祉サービス費について、市町村の支払事務の効率化と平準化を図るため、介護保険制度に倣い、障害者自立支援法第29条第8項の規定に基づき市町村の委託を受けて実施するものです。

障害福祉サービス費について全国共通の標準システム（電子請求受付システム及び支払等システム）を導入し、請求方法をインターネットに統一することにより、請求、審査、支払等の一連の事務の効率化・平準化のみならず、市町村、県、事業所とのネットワークの形成により新たに全国決済が可能となるほか、各情報が電子化されデータの集約・分析が可能となります。

事業所からの請求情報はインターネットにより共同受付センターの電子請求受付システムで受付した後、市町村による審査を行い、国保連合会はこの情報を基に市町村に対し事業所への支払額の請求を行い、市町村から受領した支払額を事業所へ支払うこととなります。



障害児施設給付の場合、市町村は県

問合せ先：群馬県国民健康保険団体連合会 介護・障害係 TEL027-290-1315